

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林整備に関する事項	6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	12
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	14
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	14
2	保育の種類別の標準的な方法	15
3	その他必要な事項	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	16
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	18
3	その他必要な事項	18
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	19
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	19
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	19
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	19
5	その他必要な事項	20
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	21
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	21
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
4	その他必要な事項	22

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	23
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	23
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	23
3	作業路網の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	25
第8	その他必要な事項	26
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	26
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	26
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	27
III	森林の保護に関する事項	28
第1	鳥獣害の防止に関する事項	28
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	28
2	その他必要な事項	28
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	29
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	29
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	29
3	林野火災の予防の方法	29
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	29
5	その他必要な事項	30
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	31
1	保健機能森林の区域	31
2	保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項	31
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	31
4	その他必要な事項	32
V	その他森林の整備のために必要な事項	33
1	森林経営計画の作成に関する事項	33
2	生活環境の整備に関する事項	34
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	34
4	森林の総合利用の推進に関する事項	34
5	住民参加による森林の整備に関する事項	34
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	34
7	その他必要な事項	34

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は福島県の北東端、140度55分、北緯37度47分に位置し、東西28km、南北13kmで西部には阿武隈山地が連なり東部は太平洋に沿って平地が広がっている。また、この山地を水源とする河川が北から地蔵川、小泉川、宇多川、日下石川が流れて約3,000haの耕地を潤し、太平洋に注いでいる。

本市の総面積は19,779haであり、森林面積は10,123haで総面積の51%を占め、私有林面積は7,372ha(73%)で、国有林面積は2,751ha(27%)となっている。私有林面積のうち人工林の面積は2,153haであり、人工林率29%である。人工林においては、10歳級以上の伐期を迎えた林分および高齢化した林分が約70%を占め、今後これらの人工林を資源化していくためには、保育、間伐を適切に実施していくことが重要である。

また、天然林については森林面積4,956haで私有林面積の68%を占めており、木材供給のみならず国土の保全、水源のかん養、自然・生活環境の保全、森林レクリエーションなど多面的な機能を高度に発揮させることが現在の社会に期待されているところであり、地域の活性化及び生活環境の向上に深く結びついている。このため、健全な森林資源の維持造成を積極的に推進しながら、森林に対する多様なニーズに応えられる森林施業を展開する必要がある。

一方で林業・林産業の現況は、国際情勢の不安定化による国産材価格の上昇など状況の変化は見られるものの、林業従事者の他産業への流出による担い手不足及び高齢化など依然として厳しい状況に置かれており、適正な間伐、保育、その他の森林整備が行われていない森林が増加している。

このため、市、森林組合、森林所有者の意見を調整し、計画的かつ合理的に間伐・保育等を実施し、また、その基盤となる路網整備を進めるとともに、森林組合等による施業実施体制の確立を図り、積極的に関連施策を活用しながら計画的に森林整備を展開する。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、森林については松川浦県立自然公園を中心とした海岸防災林の流出等、甚大な被災を受けており、海岸堤防の整備に併せ従来よりも災害に強い多機能な海岸防災林の整備を図る必要がある。

さらに、福島第一原子力発電所の事故による原子力災害は、林業生産活動の停滞など、風評被害を含め、林業・木材産業にとって深刻な状況をもたらし、ふくしま森林再生事業等による森林再生、林業振興施策を実施しているものの、その影響は継続している。

2 森林整備の基本方針

本市森林整備計画を策定するにあたっては、東日本大震災からの復興方針を定めた「相馬市復興計画」に即し、原子力災害の影響で停滞している森林整備・林業生産活動を活性化させるため、間伐等の森林整備及び林道整備に

取り組むこととする。また、磐城地域森林計画に即しつつ、森林整備に関する基本的な方針を定めることとする。

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮する。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地被害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

また、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。

オ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が大きい森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

○ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林

- 1 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。
- 2 自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。
- 3 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- 4 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

○山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊及びその他山地災害の防備を図る必要のある森林

- 1 災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。
- 2 自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
- 3 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
- 4 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

- 市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林
 - 1 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。
 - 2 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。
 - 3 生活圏への影響を踏まえ、技術開発や知見の集積を図りながら、必要に応じ保育・間伐等による放射性物質の除去・低減対策を推進する。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

- 観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的に利用等に適した森林
 - 1 市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。
 - 2 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
 - 3 利用者等への影響を踏まえ、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、必要に応じ森林の保育・間伐等の対策を推進する。
- 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林
 - 1 全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生育・生息環境にも配慮した適切な保全を推進する。

なお、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積を図りながら、必要に応じ土砂流出抑制対策を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林

○林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林

- 1 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた安全で効率的な作業のため、路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。なお、更新に当たっては花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽等に努めるものとする。
また、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるほか、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積を図りながら、必要に応じて土砂流出抑制対策を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、市及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適正な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
市内 一円	45年	50年	40年	40年	55年	15年	65年	20年

※広葉樹（その他）は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

（注）標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐： 主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
- ・択伐： 主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。
 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

- ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ヘクタール以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連坦等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、少なくとも伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うにあたり、空間放射線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、下表に基づき、また、以下に示す事項にも留意の上、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需要動向及び木材の利用状況を勘案して定めるものとする。

苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長に優れた苗木や小花粉スギ等の増加に努めるものとする。

なお、人工造林の対象樹種は、相馬市森林整備計画において、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定める。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種		備考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、カラマツ等	
広葉樹	クヌギ、コナラ、クリ、ケヤキ、サクラ等	

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市林務担当課又は林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法は、以下に示す事項に基づき、森林の適確な更新を図ることを旨として、自然条件、既往の造林方法を勘案して定めるとともに、伐採からコンテナ苗を活用した造林まで連続した作業システムや低密度植栽の導入に努めるものとする。

なお、人工造林の標準的な方法は、相馬市森林整備計画において、人工造林を行う際の規範として定める。

ア 人工造林の樹種別の植栽本数

樹種	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	1,500～ 3,000	樹種・植栽本数の決定に当たっては、造林地の自然条件、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案のうえ定めるものとする。
ヒノキ	1,500～ 3,000	
アカマツ	5,000	
クロマツ	10,000	
カラマツ	1,500～ 2,500	
広葉樹	1,500～ 6,000	

- (注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。
- (注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、市の林務担当課又は林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。
- (注3) 成長に係る特性が特に優れているとされる特定苗木を用いた場合で、コンテナ苗を用いた一貫作業システム等の植栽方法で、地形や地質など自然的条件が良好であり、従来よりも早期に成林が見込まれる場合は、低コスト造林として、標記の植栽本数より少ない植栽本数での実施も可能とする。

イ その他人工造林の方法

項目	標準的な方法
地拵えの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 植付け予定地の雑草木、ササ類など、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○ 植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○ 傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○ 凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。
植栽の時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○ 秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐については、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択

伐については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種		備考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数（本/ha）
アカマツ、モミ、クヌギ、コナラ等	10,000

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

項目	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所につい

	て、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<p><立木度></p> <p>幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。</p>	
立木度	$= \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ヘクタール当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

ア 優良種苗の安定供給

東日本大震災で被災した海岸林復旧のためのマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗や、今後増大する主伐後の再造林に対し成長に係る特性が特に優れている特定母樹から生産した特定苗木の安定供給が図られるよう努めることとする。

イ スギ花粉の抑制対策

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、少花粉品種や特定苗木等の花粉症対策に資するスギ苗木の使用を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとする。

ウ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の利用等、低コスト造林を推進する。

エ 森林の再生

放射性物質の拡散防止のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。また、きのこ原木林再生のため、放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の計画的な再生を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)					標準的な方法	備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	3,000	19	25	32	40	-	選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。	
ヒノキ	3,000	19	25	32	40	-	間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。	
アカマツ	5,000	17	21	26	32	39	平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とすること。	
カラマツ	2,500	16	21	26	31	40	列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、行うこと。	

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																		標準的な方法	備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	9年	10年	11年	12年	13年	15年	16年	20年					
下刈り	スギ	○	◎	○	○	○													雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。		
	ヒノキ	○	◎	○	○	○															
	アカマツ	○	○	○	○	○															
	カラマツ	○	○	○	○	○															
つる切り	スギ											○		○				下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。			
	ヒノキ											○		○							
	アカマツ												○								
	カラマツ									○											
除伐	スギ												○		○			下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。			
	ヒノキ												○		○						
	アカマツ													○							
	カラマツ									○											
枝打ち	スギ													○		○	○	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。			
	ヒノキ													○		○	○				

(注1) ◎印は必要に応じて年2回実施するもの。

(注2) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

3 その他必要な事項

(1) 森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い材木を優先的に実施することとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その森林施業の方法による森林の区域については、別表2のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹					種		
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
市内 一円	55年	60年	50年	50年	65年	25年	75年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表2のとおり。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、下表のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
市内 一円	90年	100年	80年	80年	110年	30年	130年	40年

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壤からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壤からなっている箇所等の森林等
- ② 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表 1 のとおり。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

市における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・あっせん等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、市が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市においては、以前から森林所有者が森林組合等と共同で施業計画を推進してきたが、近年林業を取り巻く厳しい情勢から、間伐・保育等の森林施業を実施している森林は減少の一途をたどっており、適正な森林施業が遅れている森林が増加している。

このため、市及び森林組合等が積極的に森林施業の共同化による林業経営の合理性、効率性を森林所有者に対して働きかけ、森林組合等への施業委託を促進させるとともに、計画的かつ適正な森林整備を展開する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

近年、林業の経営が悪化している状況の中で、森林所有単位での森林施業が困難になってきている。そこで、今後は森林の適正な整備を実施していくために、森林組合及びその他林業経営体の育成強化を推進するとともに、森林組合等への森林施業委託の促進並びに森林所有者に対して森林整備に関する知識の高揚を図るため、パンフレットの配布や説明会を開催するなどのPR活動を展開し、森林施業の共同化を指導・推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項に留意のうえ作成することとする。

(1) 年次別実施計画の作成について

森林経営計画を共同で作成するもの（以下「共同作成者」という。）全員により、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画書を作成し、代表者はその計画の実施管理を行うものとする。

(2) 作業路網その他の施設の維持運営について

作業路網その他の施設の維持運営については、共同作成者が共同により実施するものとする。

(3) 責務の明確化について

共同作成者の一部の者が施業等の共同化を遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。

(4) 施業実施協定の締結について

共同作成者の合意のもと、施業実施協定の締結に努めるものとする。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	(車両系作業システム)	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	(車両系作業システム)	23以上	62以上	85以上
	(架線系作業システム)	23以上	2以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	(車両系作業システム)	16以上	44<34>以上	60 <50> 以上
	(架線系作業システム)	16以上	4<0>以上	20 <15> 以上
急峻地 (35° ~)	(架線系作業システム)	5以上	0以上	5以上

(注1) 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注2) 架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させ木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(注3) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

①路網の整備と併せて効率的な森林整備を推進する区域は、山上・初野地区の木材等生産機能維持増進森林内を中心とする。

②路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
山上地区	202.9	未定	未定		
初野地区	467.0	未定	未定		

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形を選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林 班等)	路線名	延長(m) 及び箇 所数	利用区 域面積 (ha)	前 半5 カ年 の計 画箇 所	対図 番号	備考
開設 (改築)	自動 車道	林道	相馬市 初野	焼切線	2,880	(380) 538		①	
開設計					2,880	(380) 538			
拡張 (改良)	自動 車道	林道	相馬市 山上	牟都婆線	1,000m 14箇所	138		②	局部改良7 法面保全7
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	相馬市 山上	坂下 新宿線	5,457	(33) 188		③	
拡張計					6,457m 14箇所	(33) 326			局部改良7 法面保全7
総合計					9,337m 14箇所	(413) 864			

(注) 上段 () は国有林の面積で内数

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成 27 年 2 月 20 日付け 26 森第 3529 号）」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成 28 年 5 月 9 日付け 28 森第 236 号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項

施設の種類	位置	規模	対函番号	備考

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林業経営は、小規模所有者がほとんどであり、林業生産所得からも自立経営は困難を極め、林業を取り巻く厳しい情勢の中で経営意欲の減退及び林業労働者の高齢化が依然として進行しており、現状のまま推移すれば将来において森林整備が十分に行われなくなることが危惧されている。

そこで、今後の地域林業の振興を図るためには、若年層を中心とした森林施業や森林経営に関する高度な知識や技術等を広く習得した質の高い林業労働力を確保していくことが必要である。

また、林業経営体は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講じるものとする。

(1) 林業労働者の育成

林業労働者の育成については、林業関係機関の主催する林業の生産技術、機械化、安全衛生、待遇改善等の各種講習会、研修等への参加を積極的に呼びかけ、林業に関する高度な知識・技術等の習得及び高性能機械等の資格を取得させ、生産意欲の高揚を図りながら林業労働者の養成と確保に努める。

(2) 林業後継者等の育成

林業後継者等の育成については、林業による収益の確保と後継者が従事しやすい環境を整備し、林業研究グループ等林業活動グループの助成等育成対策や林業後継者等林家の経営安定のための特用林産物の育成対策等を図りながら林業後継者等の養成と確保に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

現状の作業システムでは林業生産性の向上、低コスト林業、作業強度の軽減、労働安全の向上は将来的にみて困難であるため、今後機械化を促進する必要がある、タワーヤード（移動式集材機）やプロセッサ（枝払い、玉切り、集積用自走機）等の組み合わせによる高性能林業機械作業システムの導入を、森林組合等意欲と能力のある林業経営者等と国有林野も含めて積極的に推進していかなければならない。

(1) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	宇多川流域 （緩傾斜）	伐倒造材：チェンソー 集材：フォワーダ [＊]	伐倒造材：ハーベスタ 集材：フォワーダ [＊]
	宇多川流域 （急傾斜）	伐倒造材：チェンソー 集材：ウインチ等	伐倒造材：チェンソー、プロセッサ 集材：タワーヤード [＊] 等
造林	地拵え、下刈		

保育等	枝打ち		
-----	-----	--	--

(2) 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対函番号	位置	規模	対函番号	

Ⅲ 森林の保護に関する事項

鳥獣害や森林病虫害、林野火災、気象災害等による森林被害は、林業経営上の損失ばかりではなく、森林の持つ公益的機能の低下をもたらすことから、それらの発生予防と拡大防止対策について、地域関係者や消防関係機関との連携を図りつつ総合的に推進するものとする。

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 植栽木の保護措置

幼齢木保護具の設置、有害鳥獣捕獲従事者や森林所有者等からの被害報告の取りまとめによる森林のモニタリングを実施する。

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、箱わな等）、銃器による捕獲（巻狩り、誘引狙撃等）を実施する。

2 その他必要な事項

有害鳥獣捕獲従事者から、月毎に捕獲実施状況等の報告を受ける。また、状況に応じ、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

当市でイノシシやニホンザルの林業被害は発生していないが、目撃情報等が多いため、初発を抑えるために情報収集に努める。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

保全すべき森林は別表4のとおり。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを強化する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の発生予防については、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

主な条件は下記のとおりとするが、その他事項については「相馬市火入れに関する条例」のとおりとする。

(1) 森林または森林より周囲1キロメートルの範囲で火入れを行う場合で下記の目的の場合

①造林のための地ごしらえ

②開墾準備

③害虫駆除

④焼畑

⑤採草地の改良

※上記以外の理由では、火入れの許可は不可

(2)許可の対象期間

1件につき7日以内

(3)対象面積

2ha以内 ただし、火入れ地を1ha以下に区画し、完全に消化したことを確認した後、次の区画に火入れを行う場合のみ

(4)火入れ従事者

1haまで・・・15名以上

1haを超える場合・・・超える面積1haにつき5名追加

5 その他必要な事項

(1)病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
伐採を促進すべき森林は別表5のとおり。

(2) 特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林
基準に適合する森林について、次のとおり定めるものとする。

区域
13 林班 (3～21、23、25、27、30、32、34～61、63、66、71、79、307、327、329)
104 林班 (29、31、32、34～38、40～48、52～93、95～113、117、124～126、128、133、135、137、141、146、153、162、165、177、182、194)

(3)その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進するものとする。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木 地	竹林	その他	
磯部字大洲	13林班	52.28	8.52	43.76	0	0	0	
38番3	215～239							
38番4	240～242							
38番7	243～246							
38番8	247～252							

13 林班の 215～252 小班については、東北地方太平洋沖地震の津波による森林の流失も含まれ、今後森林の復旧後に保健機能森林の設定について改めて検討していく見込み。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採、その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐 採	保健保安林、潮害防備保安林に指定されているので、その法令に定められた方法による。
造 林	伐採後は、速やかに更新作業を行うこととし、2年以内に植栽等を完了するものとする。
植 栽	植栽には、区域内の地質、気候、景観等に配慮した樹種を選定するものとする。
保 育	Ⅱの第3の2「保育の作業種別の標準的な方法」によるものとする。
その他	この地域の森林の有する保健文化機能を高度に発揮させるため、保安施設事業と調整しながら整備を進める。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
森林の有する保健文化機能が高度に発揮され、かつ、保安林及び自然公園の指定の目的に適合する施設とする。
※留意事項 森林保健施設の設置箇所は、国土の保全及び利用者の安全確保等に配慮して定める。また、該当施設は法令等に定められた方法により整備する。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
クロマツ	13 m	期待平均樹高は、立木が平均伐期齢に達した時に期待される樹高、または標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高である。

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
中村・磯部	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、16、17、18、19、20、21、22、23、24、37、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、131、132、133、136	1,338.47
八幡	15、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36	823.20
山上北部	81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98	1,125.40
山上南部	38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、77、78、79、80	1,784.45
玉野	62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76	1,087.26
大野	109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、134、135、137、138、139	1,396.86

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項
経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を作成して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権

配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2 生活環境の整備に関する事項

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材や地域の特産林産物、林業に関わる伝統技術等地域の森林資源を活用した地域活性化に努める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

緑の募金事業や国民参加の森づくり推進事業などへの参加を呼びかけるとともに、パンフレット等の配布により自然の大切さとふるさとへの愛着を育むよう推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

姉妹都市との交流の一環として、森づくりの体験を通じた交流の機会も見込まれることから、市として場所の選定及び森林所有者への理解を求めするなど、積極的に対応し、自然の大切さの理解を得るよう努める。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

7 その他必要な事項

保安林等の制限林における施業について

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を実施することとする。

【別表 1】

区分		森林の区域	面積 (ha)
① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		5林班、8～9林班、11林班、16林班（1～147、149～161小班）、19林班（1～35、37～136小班）、25林班（1～74、93～152小班）、26林班、27林班（1～35、45～62、64～93、95～104小班）、28～31林班、32林班（1～104、107～223小班）、34～36林班、38林班（1～35、39～183小班）、39～50林班、51林班（1～36、40、42～86小班）、52～54林班、55林班（1～39、42～79小班）、56～67林班、68林班（1～26、29～31小班）、69林班（1～190、192～223小班）、70～72林班、73林班（1～66小班）、74～80林班、81林班（1～5、7～26小班）、82林班（1～21、28～98小班）、83～88林班、89林班（1～24、27～102、105～113小班）、90～91林班、92林班（1～23、27～107、110～116、118～139小班）、93林班、94林班（1～14、18～202小班）、95林班（1～17、19～130小班）、96林班（1～21、23～56、58～129小班）、97林班、98林班（1～73、76～83小班）、99林班、106林班（1～39、41～61小班）、108～111林班、112林班（1、2、4、11、12、20～68小班）、113林班、116～121林班、122林班（1～231小班）、123林班（1～26、28～114小班）、124～126林班、127林班（1～86、88～174小班）、128林班、129林班（6～8、12～122小班）、130～132林班、133林班（1～15、17～51小班）、134林班（1～14、19～121、123～147小班）、135林班、137林班（1～121、185～187、213～215、218～219小班）、138林班～139林班	6,129.99 ha
② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を	—	—

な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	図るための森林施業を推進すべき森林		
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	98林班 （1～73、76～83小班）、 99林班 、 102林班 （1～9、16～51、53～106、108～188、190～204、207、210～242小班）、 103林班 （1～29、32～75小班）、 104～105林班	147.75 ha
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	13林班	115.91 ha
③木材の生産機能の維持増進を図る森林		43～44林班 、 110林班 、 118～121林班 、 122林班 （1～231小班）、 123林班 （1～26、28～114小班）、 124～125林班	676.71 ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林		43林班 （77～79小班）、 44林班 （1、15、16、20、29、30、35、45～50小班）、 110林班 （1、12、47、48小班）、 118林班 （29、48、49小班）、 119林班 （44、45小班）、 120林班 （26-1、67～89、91、93、94、97、98、102、115、124～129、161～164、166、173～184、186、188、194、196、201、203、204、212小班）、 121林班 （4、39、53、54、56～58、61～72、74～79、82～85小班）、 122林班 （30、43、49、65～69、72、76～78、80、83、89、90、93、99、102、109、130、135、165、166、168、171、173、188、214～216小班）、 123林班 （1～3、6、7、12～21、29、31、32、34～39、39-2、40、40-2、41、42、44、46～51、56、67、68、80、84、86、89、96、97、99、101、102、104～114小班）、 124林班 （8、12、41、44小班）、 125林班 （4、5、33、34、40、61、62、134、135、137～140、142、148、149、151～153、155～165、167～172、174、175小班）	65.55 ha

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	別表 1 の①で記載した森林のすべて	6,129.99 ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	別表 1 の②で記載した森林のすべて	263.66 ha
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	—
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	—
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	—	—

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
イノシシ	1～9 林班、15～36 林班、38～98 林班、109～130 林班、134～135 林班、137～139 林班	7,056.28 ha
ニホンザル	38～98 林班、109～130 林班、134～135 林班、137～139 林班	5,393.97 ha

【別表4】保全すべき森林の区域

(松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林)

森林の区域・区分		備考
高度公益機能森林	地区保全森林	
3 林班 (146、148～150、208～213、216～258) 6 林班 (186) 12 林班 (264～269、275、277～294、296～299、302、554～558) 13 林班 (3～21、23、25、27、30、32、34～61、63、66、71、79、98～100、102、117、120～123、125、127、128、132～140、143、144、155、156、158～161、163～167、169、170、173、174、178、179、181、182、248～250、252、253、255、258、260、262、265、268、271、273、276、283、307、327、329、332、334、339、345、347、349、351、353、358、361、364～384、386～389、391～412、414～419、421～439、441～471) 102 林班 (36、38、48、49、51、52、54、56、57、59、60、62～64、73、74、76～80、84、85、87～89、91、93、94、98～103、105～107、109、113、115、117、122、124～126、138、139、144、152、154、156～161、180、184～186、188～202、285) 103 林班 (1、2、4、5、7、9、11、13、23～27、31、32) 104 林班 (3～7、9～29、31、32、34～38、40～48、52～93、95～113、117、124～126、128、133、135、137、141、146、153、162、165、177、182、194) 117 林班 (163) 129 林班 (51)	7 林班 (20 小班) 9 林班 (75、75-4 小班) 99 林班 (12、13、14、15、16-1、17、18 小班) 130 林班 (71-1 小班) 137 林班 (58、141、152 小班)	

【別表5】伐採を促進すべき森林の区域

(松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する森林)

森林の区域・区分		備考
被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	
<p>1 林班 (2、12、15～17、19、20、22～24、28、31、34、36、37、39～45、51、54、57、59、62、64～77、80～86、89～151、154、155、157、158、161、162、165～169、171～173、176、178、179、181、182、185、186、188、190～192、194～196、198、200～202、204、210、213、214、222、224、229、230、232、234、236、239、241、243)</p> <p>2 林班 (2、8～51、54、55、58～60、63～65、67、68、70、71、73、75～77、79～86、94、99～102、106、107、111、118、122、129、131)</p> <p>3 林班 (3、5、7～14、16～18、22、23、26、29、30、32、33、35～37、39、41、52、55～62、65、66、68～70、74、76、78、121～125、127～129、131～133、136～138、140、141、145、156、159、169～171、174、177、180、184、185、187、189、190、192、195、197、198、200～204、206)</p> <p>4 林班 (9、11、12、17、18、20～22、24、25、34、36、38、39、42～44、46、47、51、54、56、57、59～65、68、72、76～78、84、92)</p> <p>5 林班 (22、23、33、38、40、44、104～109)</p> <p>6 林班 (2、4、6～8、10、11、19、21、26～28、32、34、35、37～41、43、55～58、61～73、78、79、81、82、86、90、91、94～96、99、100、102～104、107、119、127～131、136、169～173、187)</p> <p>7 林班 (1～4、6、7、10、14、16、21、23～26、28～34、36～39、52～59、62～67、74、76、82、84、86～90、95～97、99～102、104～106、111～113、115～122、125、128～136、138、140～143、145、148、149、153、155、158、161、164、166、170、172、173、177)</p> <p>8 林班 (7～11、43、58、60、61、63)</p>		福島県の樹種転換推進方針による。

<p>9 林班 (2、3、5～8、10～12、56、58、60～63、65、73、74、78、84～86、90、92、93、124、167)</p> <p>12 林班 (131～141、143～145、147～149、167、178、313、316)</p> <p>13 林班 (184、185、191～193、196、205～208、214～231、237、238、240、241、243)</p> <p>24 林班 (96、119～123、127～133、136、137、141、143～146)</p> <p>101 林班 (6、7、13、14、18、21)</p> <p>102 林班 (3、7、11、13、14、18、23、35、129、130、176～178、204、206、210～212、237、238、248、251、252、254、255、258～263、267、269、271、273、275、277～279、281、282)</p> <p>103 林班 (35、41、43～48、51、55、58、59、64、65、67、69、72、78、81、83～86、88)</p> <p>104 林班 (1、144、145)</p> <p>105 林班 (11、13～15、19～26)</p>		
--	--	--

(注) 病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、市長が個別に判断し伐採に関する指導等を行うことがある。

(別紙2)

2 参考資料

(1)人口及び就業構造

①年齢別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上 年齢不詳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22	37,817	18,364	19,453	5,187	2,625	2,562	5,513	2,861	2,652	6,652	3,414	3,238	10,667	5,427	5,240	9,791	4,034	5,757
	H27	38,556	19,603	18,953	4,893	2,513	2,380	4,988	2,707	2,281	7,042	3,833	3,209	10,398	5,499	4,899	11,235	5,051	6,184
	R2	34,865	17,536	17,329	4,215	2,167	2,048	4,266	2,287	1,979	5,901	3,216	2,685	9,158	4,771	4,387	11,325	5,095	6,230
構成 比 (%)	H22	100	48.6	51.4	14	6.9	6.8	15	7.6	7.0	18	9.0	8.6	28	14.4	13.9	26	10.7	15.2
	H27	100	50.8	49.2	13	6.5	6.2	13	7.0	5.9	18	9.9	8.3	27	14.3	12.7	29	13.1	16.0
	R2	100	50.3	49.7	12.1	6.2	5.9	12.2	6.6	5.7	16.9	9.2	7.7	26.3	13.7	12.6	32.5	14.6	17.9

資料 令和2年度国勢調査報告による。

②産業部門別就業者数

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数 (人)	H22	17,666	973	43	706	1,722	5,689	-	9,406
	H27	18,709	888	35	315	1,238	6,589	-	10,138
	R2	17,146	830	34	453	1,317	5,524	-	9,487
構成 比 (%)	H22	100	5.5	0.2	4.0	9.7	32.2	-	53.2
	H27	100	4.7	0.2	1.7	6.6	35.2	-	54.2
	R2	100	4.8	0.2	2.6	7.7	32.2	-	55.3

資料 令和2年度国勢調査(木材・木製品製造業は福島県統計課編『2020年工業統計調査結果報告書』)による。

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積				草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地		計	森林	原野	
面積 (ha)	H22	19,767	3,123	2,748	241	64	71	10,055	10,052	3	6,589
	H27	19,779	2,620	2,348	178	48	46	10,063	10,055	8	7,096
	R2	19,779	2,495	2,154	301	40	178	9,987	9,979	8	7,297
構成 比 (%)	H22	100	15.8	13.9	1.2	0.3	0.4	50.9	50.9	0.0	-
	H27	100	13.2	11.9	0.9	0.2	0.2	50.9	50.8	0.0	-
	R2	100	12.6	10.9	1.5	0.2	0.9	50.5	50.5	0.0	-

資料 2020年農林業センサスによる。

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他

(4) 森林資源の現況等

①保有形態別森林面積

(R4.3.31現在)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数	ha 10,074	% 100	ha 9,766	ha 3,995	ha 5,771	% 39.7
国有林	2,753	27.3	2,655	1,840	815	66.8
公有林	642	6.4	561	365	196	56.9
県有林	311	3.1	303	289	14	92.9
公社・センター	51	0.5	51	50	1	98.0
市町村有林	222	2.2	150	21	129	9.5
財産区有林	58	0.6	57	5	52	8.6
私有林	6,680	66.3	6,550	1,790	4,760	26.8

資料 令和3年福島県森林・林業統計書、磐城国有林の地域別の森林計画書による。

②在(相馬市)者・不在(相馬市)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(相馬市)者 面積	不在(相馬市)者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)						
	H29	7,556	5,285	1,982	752	1,229
構成 比 (%)						
	H29	100	70	(100)	(38)	(62)

資料 森林簿データによる。

③民有林の齡級別面積

	総数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	11齡級以上
民有林計	ha 7,111	ha 264	ha 310	ha 339	ha 752	ha 776	ha 4,669
人工林	2,155	29	57	110	338	433	1,187
天然林	4,956	234	253	229	415	344	3,481
(備考)	スギ 1,459 ha 67.7 % ヒノキ 254 ha 11.8 % マツ 1,356 ha 62.9 % その他針葉樹 8 ha 0.4 % 広葉樹 4,034 ha 187.2 %						

資料 令和4年度調整森林資源構成表、令和3年福島県森林・林業統計書による。

④保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
1～3ha	261	10～20ha	24	50～100ha	3
3～5ha	65	20～30ha	4	100ha以上	1
5～10ha	46	30～50ha	8	総数	412

資料 2020年農林業センサスによる。

⑤林道の状況

区分	路線数	延長(m)	林道にかかる 利用区域面積	林道密度
民有林林道	19	m 35,385	ha 2,236	m/ha 15.31

資料 林道台帳による。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齡級	森林の所在

(6) 市町村における林業の位置付け

①産業別総生産額 (単位:百万円) (令和元年度現在)

総生産額(A)		252,841
内訳	第1次産業	2,054
	うち林業(B)	63
	第2次産業	154,508
	うち木材・木製品製造業(C)	-
	第3次産業	95,610
(B+C)/A		0.02 %

資料 福島県統計課「令和元(2019)年度福島県市町村民経済計算年報」(木材・木製品製造業は福島県統計課編『2020年工業統計調査結果報告書』)による。

②製造業の事業所数、従業者、現金給与総額 (令和元年現在)

	事業所数	従業者数	現金給与総額(百万)
全製造業(A)	69	3,987	17,355
うち木材・木製品製造業(B)	0	0	0
B/A	0.0%	0.0%	0.0%

資料 福島県統計課編『2020年工業統計調査結果報告書』による。

(7) 林業関係の就業状況 (令和3年度現在)

区分	組合 事業者数	従業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	0	0	0	
生産森林組合	0	0	0	
素材生産業	2	11	10	
製材業	0	0	0	
森林管理署				
合計				

資料 農林事務所資料、森林管理署資料による。

(8) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	0	0	0	0	0	0	
モノケーブル	0	0	0	0	0	0	ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	0	0	0	0	0	0	無線操縦による木寄機
自走式搬機	0	0	0	0	0	0	リモコン操縦による巻き上げ搬機
集材車	2	0	0	2	0	0	林内作業車
ホイールトラクタ	2	0	0	2	0	0	主として索引集材用
動力枝打機	1	0	0	1	0	0	自動木登式
トラック	2	0	0	2	0	0	主として運材用のトラック
グラップルクレーン	0	0	0	0	0	0	グラップル式のクレーン
グラップルソー	2	0	0	2	0	0	
計	9	0	0	9	0	0	
〈高性能機械〉							
フェラーバンチャ	0	0	0	0	0	0	伐倒、木揃用の自走式
スキッド	0	0	0	0	0	0	索引式集材車両
プロセッサ	1	0	0	1	0	0	枝払、玉切、集積用自走式
ハーベスタ	0	0	0	0	0	0	伐倒、枝払、玉切、集積用自走式
フォワーダ	0	0	0	0	0	0	積載式集材車両
タワーヤーダ	0	0	0	0	0	0	タワー付き集材機
スイングヤーダ	0	0	0	0	0	0	
グラップルバケット	1	0	0	1	0	0	
合計	2	0	0	2	0	0	

資料 相双農林事務所資料による。

(9) 林産物の生産状況

	素材	苗木	しいたけ			なめこ		まいたけ	木炭	
			生しいたけ		乾しいたけ	原木栽培	菌床栽培			
			原木栽培	菌床栽培						
生産量	m ³ 7,686	千本 0	t 5	t 3	t 2	kg 89	t 0	t 0	t 0	kg 0

資料 令和3年福島県森林・林業統計書(令和2年度)、令和4年度特用林産関係統計書(令和3年)による。

資料(苗木) 相双農林事務所資料(令和4年次)による。

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無